

鹿児島労働基準監督署発表  
令和6年10月25日

令和6年10月25日

【照会先】

鹿児島労働基準監督署

○副署長 田原 宗治

第一方面主任監督官 清水 孝則

(電話) 099 (803) 9641

報道関係者 各位

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～フォークリフトの進路内に労働者を立ち入らせた疑い～

鹿児島労働基準監督署（署長 池濱 輝生）は、本日、佐々木海運株式会社及び同社営業部長を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和5年10月18日、鹿児島市谷山港一丁目の営業所構内において、フォークリフトでコンテナ運搬の作業を行わせる際、フォークリフトの進路内に作業員を立ち入らせた疑い。

### 1 被疑者

- 佐々木海運株式会社  
所在地：鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目  
事業内容：一般貨物自動車運送事業
- 営業部長A

### 2 違反条文

被疑者佐々木海運株式会社、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反  
同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）  
労働安全衛生規則第151条の7第1項（接触の防止）  
同法第119条第1号（罰則）  
同法第122条（両罰規定）

### 3 災害の概要

令和5年10月18日、鹿児島市谷山港一丁目の佐々木海運株式会社谷山営業所構内において、作業員Bにフォークリフトを用いてコンテナ（注）の運搬作業を行わせていたところ、積荷であったコンテナが滑り落ち、同フォークリフトの進路内で清掃作業をしていた作業員Cが当該コンテナの下敷きとなり死亡する災害が発生したものです。

注：コンテナとは、荷等の取扱いに耐える強度を有した容器のことです

#### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、車両系荷役運搬機械を用いて作業を行う際には、誘導員を配置した場合を除き、運転中の車両系荷役運搬機械又はその荷に接触することにより危険が生じるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならないとされていますが、災害発生当時、誘導者を配置せず、車両系荷役運搬機械であるフォークリフトの進路内に労働者を立ち入らせた疑いがあるものです。

#### 【参照条文】

##### ○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（事業者の講ずべき措置等）

**第二十条** 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

（第2号～第3号 略）

（罰則）

**第一百九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 （前略）第二十条から第二十五条まで（中略）の規定に違反した者

（第2号～第4号 略）

（両罰規定）

**第二百二十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七条、第一百九条又は第二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

##### ○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（定義）

**第五十一条の二** この省令において車両系荷役運搬機械等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 フォークリフト

（第2号～第7号 略）

（接触の防止）

**第五十一条の七** 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。